

2012年度 臼井国際医学奨学金募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、医療法人明徳会 静岡医療科学専門学校理事長兼協立十全病院院長 臼井溢氏のご支援により、「2012年度 臼井国際医学奨学金」(以下「奨学金」という。)の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

この奨学金は、金沢大学大学院医学系研究科で学ぶインドシナ半島周辺諸国からの外国人留学生に対して奨学金を支給することによって、留学生の経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者である医療法人明徳会 静岡医療科学専門学校理事長兼協立十全病院院長 臼井溢氏は、1986年協立十全病院を設立し、心身のよりどころとしての地域医療を掲げ、先端的医療設備を持ち、救急・労災指定を受けた静岡県浜松市の中核病院として高く評価されている。

また、1996年には病院の隣接地に静岡医療科学専門学校を開校し、未来の医療を担う優秀な人材の養成を目指し、日本最大級規模の5つの学科を擁する医学系専門学校としてさらなる発展を期待されている。

臼井 溢氏は、インドシナ半島周辺諸国からの金沢大学医学系研究科で学ぶ若手研究者への支援を通じて、現地の医学(教育)を推進し、併せて日本への理解を深め、両国の良好な友好関係構築に寄与したいとして、資金を提供された。

なお、2007年10月から1名のベトナム人留学生へ月額150,000円の奨学金を支給し、2010年10月から1名のベトナム人留学生へ、2011年4月から2名のベトナム人留学生へ、それぞれ月額50,000円の奨学金を支給している。

3. 応募資格

応募することができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 金沢大学大学院医学系研究科(博士課程)に入学予定の者
- (2) 日本語を含む日本の学術・文化に関心のあるベトナム国の国籍を有する者
- (3) 母国の大学の機関長からの推薦を受けることができる者
- (4) 留学の目的及び計画が明確と認められ、金沢大学大学院医学系研究科の長からの推薦を受けることができる者

なお、国内外機関・団体等(ベトナム322計画及びメコン1000プロジェクトを除く)から奨学金等の支給を受けている者又は受ける者は、原則として、応募することはできない。

4. 奨学金及び採用人数

月 額 : 50,000円

採用人数 : 2名

5. 支給期間

支給期間は、大学院博士課程入学時から4年間とし、4年を超えることはできないものとする。

6. 推薦方法

- (1) 奨学金を受けようとする応募者が所属する大学の機関長は、応募者が3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、7に掲げる推薦書類を、金沢大学大学院医学系研究科の長に提出するものとする。
- (2) 金沢大学大学院医学系研究科に入学を予定し、かつ、奨学金を受けようとする応募者は、所定の様式による願書を、金沢大学大学院医学系研究科を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。
- (3) 金沢大学大学院医学系研究科の長は、応募者が3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、7に掲げる推薦書類を、理事長に提出するものとする。

7. 推薦書類

- | | |
|--|----|
| (1) 応募者推薦書[母国の大学の機関長から] | 1通 |
| (2) 願書 | 1通 |
| (3) 応募者の写真（最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。） | 1葉 |
| (4) 応募者推薦書[金沢大学大学院医学系研究科の長から] | 1通 |

8. 推薦締切期日

2011年12月12日（月）まで（本会必着）とする（書留速達の郵送に限る。）。
なお締切期日を過ぎた場合、提出書類が不備の場合は受理しない。また提出書類は一切返却しない。

9. 選考及び結果の通知

理事長は、6の(2)により推薦された者について書類審査の上、受給者を決定し、2011年12月下旬を目途に、金沢大学大学院医学系研究科に通知する。

10. 奨学金の支給等

奨学金は、別に定める方法により、金沢大学大学院医学系研究科を通じて支給する。

11. 注意事項

- (1) 受給者が、次のいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
 - ア. 推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
 - イ. この要項に定める事項に該当しなくなった場合
- (2) 奨学金の支給期間中に、金沢大学大学院医学系研究科を休学、長期欠席又は留年した場合は、該当月から奨学金は支給しない。
- (3) 奨学金の支給期間中に、懲戒処分を受けたり、学業成績が不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合等は、途中で奨学金の支給を打切ることがある。

12. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課
〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
TEL : 03-5454-5274
FAX : 03-5454-5232
E-mail:ix@jees.or.jp